

研究開発型中小企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置について（2019年4月1日以降に審査請求をした場合）

2019年3月

1. 対象者

（1）個人事業主の場合

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

（a）以下の「従業員数要件」を満たしている個人事業主であること

（b）[研究開発要件](#)を満たしていること

	業種	常時使用する 従業員数 [※]
イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（□からトまでに掲げる業種を除く。）	300人以下
□	卸売業	100人以下

ハ	サービス業（へ及びトに掲げる業種を除く。）	100 人以下
ニ	小売業	50 人以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下
ト	旅館業	200 人以下
<p>〔備考〕 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第 10 条第 1 号イ～トに該当する者である。</p>		

（２）会社の場合（以下のいずれにも該当すること）

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

（a）以下の「従業員数要件」又は「資本金額要件」のいずれかを満たしている会社で

あること

（b）[研究開発要件](#) を満たしていること

	業種	常時使用する 従業員数 ※	資本金額 又は出資総額

イ	製造業、建設業、運輸業その他の業種（ロからトまでに掲げる業種を除く。）	300 人以下	3 億円以下
ロ	卸売業	100 人以下	1 億円以下
ハ	サービス業（ヘ及びトに掲げる業種を除く。）	100 人以下	5,000 万円以下
ニ	小売業	50 人以下	5,000 万円以下
ホ	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	900 人以下	3 億円以下
ヘ	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下
ト	旅館業	200 人以下	5,000 万円以下
<p>【備考】 表中のイ～トの業種に対応する者は、特許法施行令第 10 条第 1 号イ～トに該当する者である。</p>			

(3) 組合の場合

以下の (a) 、 (b) いずれにも該当すること

(a) 以下の表のいずれかに該当する組合であること

(b) [研究開発要件](#) を満たしていること

組合
<ul style="list-style-type: none">企業組合
<ul style="list-style-type: none">協業組合
<ul style="list-style-type: none">事業協同組合事業協同小組合協同組合連合会
<ul style="list-style-type: none">農業協同組合農業協同組合連合会
<ul style="list-style-type: none">漁業協同組合漁業協同組合連合会水産加工業協同組合水産加工業協同組合連合会
<ul style="list-style-type: none">森林組合

- 森林組合連合会

- 商工組合
- 商工組合連合会

- 商店街振興組合
- 商店街振興組合連合会

- 消費生活協同組合
- 消費生活協同組合連合会

- 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの
- 酒造組合、酒造組合連合会及び酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が常時300人以下の従業員を使用する者であるもの
- 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人であるもの

- 酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が常時50人（酒類卸売業者については、100人）以下の従業員を使用する者であるもの

（4）NPO 法人の場合

以下の（a）、（b）いずれにも該当すること

（a）以下の「従業員数要件」を満たしている NPO 法人であること

（b）[研究開発要件](#) を満たしていること

業種	常時使用する 従業員数
以下の業種（小売業、卸売業及びサービス業）以外の業種	300 人以下
小売業	50 人以下
卸売業又はサービス業	100 人以下

※ 常時使用する従業員は、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指します。このため、正社員に準じた労働形態である場合には従業員として扱います。一方、会社役員及び個人事業主は「予め解雇の予告を必要とする者」に該当しないので、常時使用する従業員として扱いません。また、アルバイトやパートについては、労働基準法第 20 条をもとに個別に判断されます。アルバイトやパートの扱いの具体例は以下のとおりです。

(具体例)

- 日々雇い入れられる者（アルバイト等）は原則含みません。

(注) 1 か月を超えて引き続き使用される場合は含みます。

- 2 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

- 季節的業務に 4 か月以内の期間を定めて使用される者は原則含みません。

(注) 所定の期間を超えて引き続き使用される者は含みます。

2. 研究開発要件について

(1) 個人事業主の場合

以下の (3) 研究開発要件の (a)、(c) ~ (f) のいずれかに該当すること

(2) 会社・組合・NPO 法人の場合

以下の (3) 研究開発要件の (b) ~ (f) のいずれかに該当すること

(3) 研究開発要件

(a) 減免申請の日の属する年の前年 1 年間（減免申請の日の属する月が 1 月から 3

月までである場合には、前々年 1 年間）において、試験研究費等比率（1 年間におけ

る試験研究費及び開発費の合計額の事業所得に係る総収入金額に対する割合) が3%を超えるもの(ただし、減免申請の日において事業を開始した日以後27月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の事業主及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるもの)

(b) 減免申請の日の属する事業年度の前事業年度(減免申請の日が前事業年度経過後2月以内である場合には、前々事業年度)において、試験研究費等比率(1事業年度における試験研究費及び開発費の合計額の収入金額(総収入金額から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を控除した金額)に対する割合)が3%を超えるもの

(ただし、減免申請の日において設立の日以後26月を経過していないもののうち試験研究費等比率を算定することができない場合は、常勤の研究者の数が2人以上であり、かつ、当該研究者の数の常勤の役員及び従業員の数の合計に対する割合が10%以上であるもの)

(c) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第2条第15項に規定する特定補助金等を交付された新技術に関する研究開発の事業の成果に係るもの(当該事業の終了の日から起算して2年以内に出願されたものに限る。)である場合において、当該特定補助金等を交付された者

(d) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 9 条第 2 項に規定する承認経営革新計画に従って行われる経営革新のための事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該承認経営革新計画の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該承認経営革新計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該経営革新のための事業を行う者

(e) その特許発明又は発明が中小企業等経営強化法第 11 条第 3 項に規定する認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って行われる異分野連携新事業分野開拓に係る事業（技術に関する研究開発に係るものに限る。）の成果に係るもの（当該認定異分野連携新事業分野開拓計画の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定異分野連携新事業分野開拓計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該異分野連携新事業分野開拓に係る事業を行う者

(f) その特許発明又は発明が中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第 5 条第 2 項に規定する認定計画に従って行われる特定研究開発等の成果に係るもの（当該認定計画の終了の日から起算して 2 年以内に出願されたものに限る。）又はその成果を実施するために必要となるものとして当該認定計画に従って承継した特許権若しくは特許を受ける権利に係るものである場合において、当該特定研究開発等を行う者

よくあるご質問

問 1 どの業種に分類されるのかを判断する方法を教えてください。

答 1 (1)まず、下記URLの総務省が所管する日本標準産業分類(最新版は第13回)をご覧ください。分類項目名、説明及び内容例示からどの分類にあてはまるのかご確認ください。

http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/sangyo/02toukatsu01_03000023.html

(2)次に、下記URLの対応表からどの業種に該当するのかご確認ください。

http://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/kaitei_13.pdf

(中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/faq/faq/faq01_teigi.htm#q4>より抜粋)

ただし、「ゴム製品製造業」、「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」、「旅館業」については、以下のとおり、取り扱います。

- 「ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）」については、日本標準産業分類における中分類 19（ゴ

△製品製造業)に該当する場合(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。)を指します。

- 「ソフトウェア業又は情報処理サービス業」については、日本標準産業分類における中分類 39 (情報サービス業) に該当する場合を指します。
- 「旅館業」については、日本標準産業分類における中分類 75 (宿泊業) に該当する場合を指します。

問 2 別業種に属する複数の事業を持つ場合は、どのように取り扱われますか？

答 2 別業種に属する複数の事業を持つ場合は「主たる事業」に該当する業種で判断されます。

問 3 試験研究費及び開発費とはなんですか？

答 3 「試験研究費」とは、新たな製品の製造又は新たな技術の発明に係る試験研究のために特別に支出する費用をいい、「開発費」とは、新たな技術若しくは新たな経営組織の採用、資源の開発、市場の開拓又は新たな事業の開始のために特別に支出する費用をいいます。それらの試験研究や開発を行うために要する原材料費、人件費(専門的な知識をもって当該試験研究又は開発の業務に専ら従事している者に係るものに限る。)及び経費(他の者に委託して試験研究又は開発を行う場合の委託費用を含む。)を内容とします。

問4 試験研究費等比率の計算における分母の収入金額はどのように算出するのですか？

答4 収入金額は、法令上、総収入金額（売上高のほか、営業外収益及び特別利益を含むものと解します。）から固定資産又は有価証券の譲渡による収入金額を除いた金額とされております。また、法令上は明記されておりませんが、国税還付金、貸倒等引当金戻入益、及び、固定資産又は有価証券に係る評価益についても、試験研究費等比率の計算に当たっては、収入金額から除外し、収入金額を算出してください。

問5 研究開発型中小企業（法人・個人事業主）を対象とした減免措置は、外国の出願人又は特許権者も適用対象になるのでしょうか？

答5 要件を満たしていれば、外国の出願人又は特許権者も減免制度の適用対象になります。

- 会社と個人事業主の要件は国内の出願人又は特許権者と同様です。
- 組合の要件は、以下のとおりです。
- ✓ 国内の出願人又は特許権者と同様の要件を満たすことの他に、組合に相当する者であることとして、以下の a.と b.いずれも満たしている必要があります。

a. 当該外国の法人の設立根拠法や当該外国の法人の定款などに、構成員の共同の利益の増進を目的とする旨及び特許法施行令第 10 条第 1 号チ～レに規定する組合等^{※1}の目的^{※2}に相当する目的を有する旨の定めがあること

b. 法人格を有すること

※1 特許法施行令第 10 条第 1 号チ～レに規定する組合等は、の「1. (3) 組合」の表中のチ～レに対応する組合等です。

※2 組合等の目的は各組合等の設立根拠法の第 1 条等（目的等）に規定されています。

- NPO 法人の要件は、以下のとおりです。
- ✓ 国内の出願人又は特許権者と同様の要件を満たすことの他に、NPO 法人に相当する者であることとして、以下の a. と b. いずれも満たしている必要があります。

a. 当該法人の設立根拠法や当該法人の定款などに、営利を目的としない旨及び不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とし、特定非営利活動促進法第 2 条別表各号に掲げる活動のいずれかに該当する活動を行う旨の定めがあること

b. 法人格を有すること

3. 減免措置の内容

- 審査請求料 1/2 に軽減

- 特許料（第1年分から第10年分）1/2に軽減

4. 減免申請方法

(1) 出願審査請求料の減免申請（単独出願の場合）

特許庁に出願審査請求書を提出する際に、出願審査請求書に【手数料に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載して、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書と証明書類を提出する必要はありません。

様式見本：出願審査請求書（単独出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	1
【請求人】*1	
【識別番号】	123456789
【氏名又は名称】	○▼株式会社

【代表者】

〇〇 〇〇

(印) 又は

識別ラベル

【手数料の表示】

【予納台帳番号】

123456

【納付金額】

〇〇〇〇〇

【手数料に関する特記事項】*2

- ・ 2. (3) 研究開発要件が (a) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
- ・ 2. (3) 研究開発要件が (b) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
- ・ 2. (3) 研究開発要件が (c) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
- ・ 2. (3) 研究開発要件が (d) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
- ・ 2. (3) 研究開発要件が (e) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。
- ・ 2. (3) 研究開発要件が (f) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する請求人である。減免申請書の提出を省略する。

*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人に

あつては、氏名を記載し、その横に印を押してください。

*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

(2) 出願審査請求料の減免申請（共同出願の場合）

減免を受ける者を含む共同出願の場合は、特許庁に出願審査請求書を提出する際に、

(1) 出願審査請求書の【請求人】欄に、減免を受ける者を含めて記載し、(2) 出願審査請求書に【手数料に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、(3) 出願審査請求書に【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載して、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書、証明書類及び持分を証する書面を提出する必要はありません。

様式見本：出願審査請求書（共同出願）記載例

【書類名】	出願審査請求書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願の表示】	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	1

【請求人】*1

【識別番号】 123456789

【氏名又は名称】 ○▼株式会社

【代表者】 ○○ ○○

(印) 又は

識別ラベル

【請求人】*1

【識別番号】 987654321

【氏名又は名称】 ▼○株式会社

【代表者】 ○○ ○○

(印) 又は

識別ラベル

【手数料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 ○○○○○

【手数料に関する特記事項】*2

- 2. (3) 研究開発要件が (a) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に該当する請求人である。(▼▼ ▼▼ 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- 2. (3) 研究開発要件が (b) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- 2. (3) 研究開発要件が (c) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- 2. (3) 研究開発要件が (d) の場合
特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

<p>【その他】*3</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 2. (3) 研究開発要件が (e) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 • 2. (3) 研究開発要件が (f) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する請求人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 <p>手数料の納付の割合○/○</p>
-----------------------	---

*1 【請求人】欄には、減免を受ける者を含めて記載してください。【氏名又は名称】欄は自然人にあっては、氏名を記載し、その横に印を押してください。

*2 【手数料に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する出願審査請求料の金額（減免を受ける者にあっては、その後の減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載してください。例えば、出願人 A と出願人 B の持分がそれぞれ 1/2 で、出願人 A は軽減なし、出願人 B の軽減率が 1/2 の場合、 $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ と記載してください。

(3) 特許料の減免申請（単独出願又は単独の権利者の場合）

特許庁に特許料納付書を提出する際に、特許料納付書に【特許料等に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載して、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書と証明書類を提出する必要はありません。

様式見本：特許料納付書（第1年分～第3年分の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】	特許料納付書	
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日	
【あて先】	特許庁長官 殿	
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇	
【請求項の数】	1	
【特許出願人】* ¹		
【住所又は居所】	東京都××区▼▼1-1	
【氏名又は名称】	○▼株式会社	
【納付者】		
【識別番号】	123456789	
【氏名又は名称】	○▼株式会社	
【代表者】	〇〇〇〇	
	(印) 又は <table border="1" data-bbox="992 1601 1182 1715"><tr><td>識別ラベル</td></tr></table>	識別ラベル
識別ラベル		
【納付年分】	第1年分から第3年分	
【特許料等に関する特記事項】* ²	・ 2. (3) 研究開発要件が (a) の場合	

特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

• 2. (3) 研究開発要件が (b) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

• 2. (3) 研究開発要件が (c) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

• 2. (3) 研究開発要件が (d) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

• 2. (3) 研究開発要件が (e) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

• 2. (3) 研究開発要件が (f) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する特許出願人である。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 ○○○○○

様式見本：特許料納付書（第 4 年分以降の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】 特許料納付書

【提出日】 平成○○年○○月○○日

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】	特許第〇〇〇〇〇〇〇〇号
【請求項の数】	1
【特許権者】*1	
【住所又は居所】	東京都××区▼▼1-1
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【納付者】	
【識別番号】	123456789
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇〇〇 (印) 又は 識別ラベル
【納付年分】	第4年分から第6年分
【特許料等に関する特記事項】*2	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2. (3) 研究開発要件が (a) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号イに掲げる者に 該当する特許権者である。減免申請書の提出 を省略する。 ・ 2. (3) 研究開発要件が (b) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に 該当する特許権者である。減免申請書の提出 を省略する。 ・ 2. (3) 研究開発要件が (c) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に 該当する特許権者である。減免申請書の提出 を省略する。 ・ 2. (3) 研究開発要件が (d) の場合 特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に 該当する特許権者である。減免申請書の提出 を省略する。 ・ 2. (3) 研究開発要件が (e) の場合

特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

• 2. (3) 研究開発要件が (f) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する特許権者である。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 ○○○○○

*1 【特許出願人】及び【特許権者】欄には、【住所又は居所】又は【識別番号】欄、及び【氏名又は名称】欄を設けて記載してください。

*2 【特許料等に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

(4) 特許料の減免申請（共同出願又は共有特許権の場合）

減免を受ける者を含む共同出願又は共有特許権の場合は、特許庁に特許料納付書を提出する際に、(1) 特許料納付書の【特許出願人】又は【特許権者】欄に、減免を受ける者を含めて記載し、(2) 特許料納付書に【特許料等に関する特記事項】欄を設け「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載し、(3) 特許料納付書に【その他】欄を設け、正

規の納付金額に対する持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載し

て、料金の減免申請を行います。

なお、減免申請時に減免申請書、証明書類及び持分を証する書面を提出する必要はありません。

様式見本：特許料納付書（第1年分～第3年分の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】	特許料納付書
【提出日】	平成〇〇年〇〇月〇〇日
【あて先】	特許庁長官 殿
【出願番号】	特願〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇
【請求項の数】	1
【特許出願人】*1	
【住所又は居所】	東京都××区▼▼1-1
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【特許出願人】*1	
【住所又は居所】	東京都■ ■区××1-1
【氏名又は名称】	▼○株式会社
【納付者】	
【識別番号】	123456789
【氏名又は名称】	○▼株式会社
【代表者】	〇〇 〇〇
	(印) 又は 識別ラベル

【納付年分】	第1年分から第3年分
【特許料等に関する特記事項】*2	<ul style="list-style-type: none"> • 2. (3) 研究開発要件が (a) の場合 特許法施行令第10条第2号イに掲げる者に 該当する特許出願人である。(▼▼ ▼▼ 持 分○/○)。減免申請書の提出を省略する。 • 2. (3) 研究開発要件が (b) の場合 特許法施行令第10条第2号ロに掲げる者に 該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略す る。 • 2. (3) 研究開発要件が (c) の場合 特許法施行令第10条第2号ハに掲げる者に 該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略す る。 • 2. (3) 研究開発要件が (d) の場合 特許法施行令第10条第2号ニに掲げる者に 該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略す る。 • 2. (3) 研究開発要件が (e) の場合 特許法施行令第10条第2号ホに掲げる者に 該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略す る。 • 2. (3) 研究開発要件が (f) の場合 特許法施行令第10条第2号ヘに掲げる者に 該当する特許出願人である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略す る。
【特許料の表示】	
【予納台帳番号】	123456
【納付金額】	○○○○○

【その他】*3

特許料の納付の割合○/○

様式見本：特許料納付書（第4年分以降の特許料を納付する場合）記載例

【書類名】 特許料納付書

【提出日】 平成○○年○○月○○日

【あて先】 特許庁長官 殿

【特許番号】 特許第○○○○○○○○号

【請求項の数】 1

【特許権者】*1

【住所又は居所】 東京都××区▼▼1-1

【氏名又は名称】 ○▼株式会社

【特許権者】*1

【住所又は居所】 東京都■ ■区××1-1

【氏名又は名称】 ▼○株式会社

【納付者】

【識別番号】 123456789

【氏名又は名称】 ○▼株式会社

【代表者】 ○○ ○○

(印) 又は 識別ラベル

【納付年分】 第4年分から第6年分

【特許料等に関する特記事項】*2

- 2. (3) 研究開発要件が (a) の場合
特許法施行令第10条第2号イに掲げる者に
該当する特許権者である。(▼▼ ▼▼ 持分
○/○)。減免申請書の提出を省略する。
- 2. (3) 研究開発要件が (b) の場合

特許法施行令第 10 条第 2 号ロに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 2. (3) 研究開発要件が (c) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ハに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 2. (3) 研究開発要件が (d) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ニに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 2. (3) 研究開発要件が (e) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ホに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

・ 2. (3) 研究開発要件が (f) の場合特許法施行令第 10 条第 2 号ヘに掲げる者に該当する特許権者である。(○▼株式会社 持分○/○)。減免申請書の提出を省略する。

【特許料の表示】

【予納台帳番号】 123456

【納付金額】 ○○○○○

【その他】*3 特許料の納付の割合○/○

*1 【特許出願人】及び【特許権者】欄には、【住所又は居所】又は【識別番号】欄、及び【氏名又は名称】欄を設けて記載してください。また、減免を受ける者を含めて記載してください。

*2 【特許料等に関する特記事項】欄を設け、「減免を受ける旨」、「減免を受ける者」、「その者の持分の割合」及び「減免申請書の提出を省略する旨」を記載してください。

*3 【その他】欄を設け、正規の納付金額に対する特許料の金額（減免を受ける者によって、その後の減免後の金額）に持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額の割合を記載してください。例えば、出願人（特許権者）A と出願人（特許権者）B の持分がそれぞれ 1/2 で、出願人（特許権者）A は軽減なし、出願人（特許権者）B の軽減率が 1/2 の場合、 $3/4 (= 1 \times 1/2 + 1/2 \times 1/2)$ と記載してください。

[トップへ](#)

[更新日 2019年3月27日]

お問い合わせ

審査請求料の減免申請に関するお問い合わせ先

特許庁審査業務部審査業務課方式審査室

(国際出願以外)

電話：代表 03-3581-1101 内線 2616

[お問い合わせフォーム](#)

(国際出願)

電話：代表 03-3581-1101 内線 2644

[お問い合わせフォーム](#)

特許料の減免申請に関するお問い合わせ先

特許庁審査業務部審査業務課登録室

電話：代表 03-3581-1101 内線 2707

[お問い合わせフォーム](#)

手続等一般的なお問い合わせ先

独立行政法人 工業所有権情報・研修館 公報閲覧・相談部 相談担当

電話：代表 03-3581-1101 内線 2121～2123

[お問い合わせフォーム](#)

この記事及び減免制度全般に関するお問い合わせ先

特許庁総務部総務課調整班

電話：代表 03-3581-1101 内線 2105

 [お問い合わせフォーム](#)